

目次

津市告示

平成25年産麦共済（災害収入共済方式）に係る共済金の支払額及び減収量等の公表

市道路線の区域変更

公示送達

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効

放置自転車等の撤去及び保管

平成25年産水稻の共済金の支払額等の公表

津市公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

犬の抑留

開発行為に係る工事の完了

道路位置指定

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

平成25年11月分津市農用地利用集積計画の決定

津市農業振興地域整備計画の変更

開発行為に係る工事の完了

津市水道局公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

津市議会議員選挙における選挙人名簿の登録の移替え

津市監査委員告示

監査結果の公表

監査結果に係る措置通知の公表

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 278 号

平成 25 年産麦に係る農作物共済（災害収入共済方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成 18 年津市条例第 185 号）第 41 条の規定により、農作物共済加入者ごとに共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を次のとおり公表する。

平成 25 年 12 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

共済金支払額及び減収量等一覧

加入者	地域	地区	共済金支払額 (円)	減収量 (kg)	支払期日	支払方法
A	津	安東	12,080	550	平成 25 年 12 月 13 日	口座振込
B	津	神戸	52,762	1,400		
C	津	神戸	67,226	1,614		
D	美里	辰水	63,358	914		
E	美里	辰水	471,783	6,085		
F	美里	辰水	186,486	1,861		
G	安濃	草生	1,296,052	16,735		
H	安濃	安濃	924,929	8,100		
I	安濃	安濃	870,754	7,624		
9 人	計		3,945,430	44,883		

津市告示第 279 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 25 年 12 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 798 久保垣内 4 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町楠原字久保垣内 447 番 1 地先から 津市芸濃町楠原字久保垣内 504 番 1 地先まで	旧	3.0~6.0	100.0
津市芸濃町楠原字久保垣内 447 番 1 地先から 津市芸濃町楠原字久保垣内 504 番 1 地先まで	新	7.0~13.0	100.0

2 路線名 2092 立花笠張線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白山町川口字立花 7489 番 1 地先から 津市白山町川口字立花 7475 番地先まで	旧	4.0~5.0	224.0
津市白山町川口字立花 7489 番 1 地先から 津市白山町川口字立花 7475 番地先まで	新	10.5~13.5	224.0

津市告示第280号

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年12月3日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇	差押調書（謄本）、配当 計算書（謄本）

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第281号

下記の者の平成25年度2期固定資産税・都市計画税督促状及び納期限変更告知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年12月3日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
松阪市大塚町348番地	太陽商事株式会社	平成25年度2期固定資産税・都市計画税督促状、納期限変更告知書
松阪市大塚町348番地	太陽商事株式会社ほか1名	平成25年度2期固定資産税・都市計画税督促状、納期限変更告知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第282号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成25年12月4日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
451781	平成25年10月1日	平成25年11月8日
510396	平成25年10月1日	平成25年11月5日
5140905	平成25年10月1日	平成25年11月6日
9213147	平成25年10月1日	平成25年11月4日

津市告示第283号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項、第13条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年12月6日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
柳山津興地内	1	平成25年11月6日
桜橋地内	1	平成25年11月6日
半田地内	2	平成25年11月8日
栄町地内	1	平成25年11月11日
柳山津興地内	2	平成25年11月14日
大門地内	1	平成25年11月14日
乙部地内	1	平成25年11月15日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年11月18日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年11月18日
津新町駅北公共自転車等駐車場	17	平成25年11月21日
津新町駅南公共自転車等駐車場	24	平成25年11月21日
津新町駅南第二公共自転車等駐車場	7	平成25年11月21日
津新町駅南第三公共自転車等駐車場	61	平成25年11月21日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年11月25日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年11月25日
神戸地内	1	平成25年11月25日
柳山津興地内	2	平成25年11月27日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年11月28日
高茶屋小森町地内	8	平成25年11月28日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年11月29日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第284号

平成25年産水稻に係る農作物共済（一筆方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第41条の規定により、農作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び支払方法を別紙のとおり公表する。

平成25年12月12日

津市長 前 葉 泰 幸

平成25年産 農作物共済(水稲) 加入者ごと共済金支払額一覧

加入者	地 区 名		共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の支払期日	共済金の 支払方法
A1	津市 安東	跡部	4,692	23	平成25年12月20日	口座振込
A2	津市 安東	跡部	4,380	365	平成25年12月20日	口座振込
A3	津市 神戸	野田(個)	91,800	450	平成25年12月20日	口座振込
A4	津市 橿形	地下	13,668	67	平成25年12月20日	口座振込
A5	津市 橿形	十王	11,628	57	平成25年12月20日	口座振込
A6	津市 橿形	小舟	28,968	142	平成25年12月20日	口座振込
A7	津市 橿形	殿村	43,860	215	平成25年12月20日	口座振込
A8	津市 橿形	五軒町	51,816	254	平成25年12月20日	口座振込
A9	津市 橿形	産品1	15,300	75	平成25年12月20日	口座振込
A10	津市 片田	片田西出垣内	42,432	208	平成25年12月20日	口座振込
B1	旧久居	久居久居 1	39,012	3,251	平成25年12月20日	口座振込
B2	旧久居	久居明神	1,452	121	平成25年12月20日	口座振込
B3	久居 戸木	久居戸木1班	28,356	139	平成25年12月20日	口座振込
B4	久居 戸木	久居戸木1班	10,608	52	平成25年12月20日	口座振込
B5	久居 戸木	久居戸木3班	60	5	平成25年12月20日	口座振込
B6	久居 七栗	久居庄田	114,852	563	平成25年12月20日	口座振込
B7	久居 七栗	久居庄田	105,672	518	平成25年12月20日	口座振込
B8	久居 七栗	久居庄田	16,320	80	平成25年12月20日	口座振込
B9	久居 七栗	久居庄田	152,184	746	平成25年12月20日	口座振込
B10	久居 七栗	久居庄田	148,104	726	平成25年12月20日	口座振込
B11	久居 七栗	久居庄田	153,612	753	平成25年12月20日	口座振込
B12	久居 七栗	久居庄田	162,180	795	平成25年12月20日	口座振込
B13	久居 七栗	久居庄田	10,608	52	平成25年12月20日	口座振込
B14	久居 七栗	久居庄田	15,708	77	平成25年12月20日	口座振込
B15	久居 七栗	久居庄田	92,616	454	平成25年12月20日	口座振込
B16	久居 七栗	久居庄田	27,744	136	平成25年12月20日	口座振込
B17	久居 七栗	久居庄田	71,604	351	平成25年12月20日	口座振込
B18	久居 七栗	久居庄田	159,120	780	平成25年12月20日	口座振込
B19	久居 七栗	久居庄田	54,468	267	平成25年12月20日	口座振込
B20	久居 七栗	久居庄田	11,016	54	平成25年12月20日	口座振込
B21	久居 七栗	久居庄田	160,548	787	平成25年12月20日	口座振込
B22	久居 七栗	久居庄田	384	32	平成25年12月20日	口座振込

平成25年産 農作物共済(水稲) 加入者ごと共済金支払額一覧

加入者	地区名		共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の支払期日	共済金の 支払方法
B23	久居 七栗	久居一色	1,344	112	平成25年12月20日	口座振込
B24	久居 稲葉	久居上稲葉	136,650	5,466	平成25年12月20日	口座振込
B25	久居 榑原	久居榑原1区	79,152	388	平成25年12月20日	口座振込
B26	久居 榑原	久居榑原1区	314,364	1,541	平成25年12月20日	口座振込
B27	久居 榑原	久居榑原1区	224,196	1,099	平成25年12月20日	口座振込
B28	久居 榑原	久居榑原1区	31,416	154	平成25年12月20日	口座振込
B29	久居 榑原	久居榑原1区	246,050	9,842	平成25年12月20日	口座振込
B30	久居 榑原	久居榑原4区	28,968	142	平成25年12月20日	口座振込
C1	河芸町	三 行	112,200	550	平成25年12月20日	口座振込
C2	河芸町	中 瀬	12,444	61	平成25年12月20日	口座振込
D1	芸濃町 明	林町	10,812	53	平成25年12月20日	口座振込
D2	芸濃町 明	林川原	7,140	35	平成25年12月20日	口座振込
E1	美里町 高宮	三郷	118,116	579	平成25年12月20日	口座振込
E2	美里町 長野	細野	28,968	142	平成25年12月20日	口座振込
E3	美里町 長野	細野	36,108	177	平成25年12月20日	口座振込
E4	美里町 長野	桂畑	12,648	62	平成25年12月20日	口座振込
E5	美里町 辰水	家所	76,704	376	平成25年12月20日	口座振込
E6	美里町 辰水	穴倉	102,204	501	平成25年12月20日	口座振込
E7	美里町 辰水	船山	8,772	43	平成25年12月20日	口座振込
F1	安濃町 草生	山出	3,672	18	平成25年12月20日	口座振込
F2	安濃町 草生	岩城	287,844	1,411	平成25年12月20日	口座振込
F3	安濃町 草生	平尾	35,292	173	平成25年12月20日	口座振込
F4	安濃町 草生	安部	3,264	16	平成25年12月20日	口座振込
F5	安濃町 草生	二子	447,780	2,195	平成25年12月20日	口座振込
F6	安濃町 草生	二子	420	35	平成25年12月20日	口座振込
G1	香良洲町	香良洲高砂	73,848	362	平成25年12月20日	口座振込
H1	一志町 大井	一志上出	12,852	63	平成25年12月20日	口座振込
H2	一志町 大井	一志東山	16,320	80	平成25年12月20日	口座振込
H3	一志町 大井	一志東山	9,792	48	平成25年12月20日	口座振込
H4	一志町 波瀬	一志岩垣内	33,252	163	平成25年12月20日	口座振込
H5	一志町 波瀬	一志野口	52,020	255	平成25年12月20日	口座振込
H6	一志町 波瀬	一志若杣	12,852	63	平成25年12月20日	口座振込

平成25年産 農作物共済(水稲) 加入者ごと共済金支払額一覧

加入者	地 区 名		共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の支払期日	共済金の 支払方法
H7	一志町 波瀬	一志若袖	32,640	160	平成25年12月20日	口座振込
H8	一志町 川合	一志片野	160,140	785	平成25年12月20日	口座振込
H9	一志町 川合	一志小山	25,296	124	平成25年12月20日	口座振込
H10	一志町 高岡	一志高野 1	1,223,796	5,999	平成25年12月20日	口座振込
H11	一志町 高岡	一志高野 1	14,076	69	平成25年12月20日	口座振込
H12	一志町 高岡	一志高野 1	43,044	211	平成25年12月20日	口座振込
H13	一志町 高岡	一志高野 2	80,172	393	平成25年12月20日	口座振込
H14	一志町 高岡	一志高野 2	17,748	87	平成25年12月20日	口座振込
H15	一志町 高岡	一志日置	1,011,840	4,960	平成25年12月20日	口座振込
H16	一志町 高岡	一志其倉	7,956	39	平成25年12月20日	口座振込
I1	白山町 家城	南家城 東町1	33,864	166	平成25年12月20日	口座振込
I2	白山町 家城	北家城 裏	83,436	409	平成25年12月20日	口座振込
I3	白山町 家城	二俣 上出	95,268	467	平成25年12月20日	口座振込
I4	白山町 家城	二俣 上出	3,672	18	平成25年12月20日	口座振込
I5	白山町 家城	二俣 中出	57,528	282	平成25年12月20日	口座振込
I6	白山町 家城	小杉	30,804	151	平成25年12月20日	口座振込
I7	白山町 川口	川口 御城4	89,556	439	平成25年12月20日	口座振込
I8	白山町 大三	二本木 沖広3	26,928	132	平成25年12月20日	口座振込
I9	白山町 大三	二本木 向居山出南4	220,524	1,081	平成25年12月20日	口座振込
I10	白山町 大三	岡 3	97,716	479	平成25年12月20日	口座振込
I11	白山町 大三	三ヶ野 第1大井谷	23,868	117	平成25年12月20日	口座振込
I12	白山町 大三	三ヶ野 第3中村東	95,676	469	平成25年12月20日	口座振込
I13	白山町 大三	三ヶ野 第3中村西	24,684	121	平成25年12月20日	口座振込
I14	白山町 倭	佐田 口佐田上	2,244	11	平成25年12月20日	口座振込
I15	白山町 倭	佐田 中佐田垣外	53,448	262	平成25年12月20日	口座振込
I16	白山町 倭	佐田 中佐田北出	64,260	315	平成25年12月20日	口座振込
I17	白山町 倭	佐田 奥佐田東出	58,752	288	平成25年12月20日	口座振込
I18	白山町 倭	南出 西出	21,624	106	平成25年12月20日	口座振込
I19	白山町 倭	南出 西出	7,548	37	平成25年12月20日	口座振込
I20	白山町 倭	南出 下出	28,356	139	平成25年12月20日	口座振込
I21	白山町 八ツ山	八対野 3区奥ノ谷	138,720	680	平成25年12月20日	口座振込
I22	白山町 八ツ山	八対野 1区西	429,624	2,106	平成25年12月20日	口座振込

平成25年産 農作物共済(水稲) 加入者ごと共済金支払額一覧

加入者	地 区 名	共済金の 支払額(円)	農作物共済 減収量(kg)	共済金の支払期日	共済金の 支払方法
I23	白山町 八ツ山 稲垣 上出	134,436	659	平成25年12月20日	口座振込
I24	白山町 八ツ山 稲垣 中出	13,464	66	平成25年12月20日	口座振込
J1	美杉町 八知① 八知 奥出	66,300	325	平成25年12月20日	口座振込
J2	美杉町 太郎生(上) 太郎生 中尾	208,488	1,022	平成25年12月20日	口座振込
J3	美杉町 太郎生(上) 太郎生 東上	88,128	432	平成25年12月20日	口座振込
J4	美杉町 八幡 奥津 上殿	7,344	36	平成25年12月20日	口座振込
J5	美杉町 八幡 川上 相地	93,228	457	平成25年12月20日	口座振込
J6	美杉町 八幡 川上 中村下	115,668	567	平成25年12月20日	口座振込
合計		9,454,100	63,466		

津市公告第183号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成25年12月3日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

425120301

公 告 日	平成25年12月3日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	平成25年度建整教総第1号 津市立高岡小学校駐車場整備（舗装）工事			
工 事 場 所	津市 一志町田尻	地内		
工 事 概 要	アスファルト舗装工 1,200m ² プレキャスト擁壁工 20m 側溝工 55m			
工 期	契約締結の日から 平成26年3月24日 まで			
発注業種	ほ装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】久居	【地区】一志・久居・白山・美杉	【格付】B・A
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成25年12月13日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成25年12月13日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成25年12月6日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成25年12月10日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成25年12月13日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	平成25年12月17日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	13,948,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

津市公告第184号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成25年12月5日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成25年12月2日
- 2 抑留期間 平成25年12月9日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市新町一丁目	柴犬	黒	雌	中型	91日以上	首輪あり
2	津市野田	雑種	うす茶黒	雄	中型	91日以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年12月5日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成25年12月3日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町椋本字西豊久野2782番1ほか9筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市安濃町妙法寺1015番3
株式会社 山一企画 代表取締役 山下 一彦

津市公告第186号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により次のとおり公告します。

平成25年12月6日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定にかかる道路の種類
第42条第1項第5号
- 2 指定の年月日
平成25年12月3日
- 3 指定道路の位置
津市久居野村町字八丁815番4
- 4 指定道路の延長及び幅員
延長 18.9メートル
幅員 5.0メートル

津市公告第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年12月9日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成25年12月4日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居野村町字東生子893番88ほか3筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市春日町三丁目176番地34
株式会社リアルジャパン 代表取締役 高橋 栄

津市公告第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年12月10日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成25年12月6日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一身田中野字小向206番6の一部ほか5筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市南玉垣町6507番地の2
株式会社リードテック 代表取締役 上野 直人

津市公告第189号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成25年12月10日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第190号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更し、同条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課に備え置いて縦覧に供します。

平成25年12月13日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年12月13日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成25年12月10日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河芸町浜田字小脇198番ほか31筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市池田町48番地
株式会社アド加藤 代表取締役 加藤 哲也
鈴鹿市西条一丁目9番7号
株式会社第一不動産販売 代表取締役 安田 武史

津市水道局公告第17号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成25年12月2日

津市水道事業管理者 渡 辺 三 郎

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公告日	平成25年12月2日	工事担当課	工務課	
工事名	平成25年度 工務第64号 公共下水道事業に伴う白塚町地内配水管移設工事（その1・本設）			
工事場所	津市 白塚町	地内		
工事概要	配水管布設工 DIP φ75mm L=122.1m 配水管布設工 PP φ50mm L=213.2m 仕切弁設置工 φ75mm N=2箇所 仕切弁設置工 φ50mm N=3箇所			
工期	契約締結の日から 平成26年3月14日 まで			
発注業種	土木一式（配水管工事）			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請として、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成25年12月24日 まで		
	閲覧場所	水道総務課・津市ホームページ「入札情報(水道局)」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 平成25年12月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059(293)6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成25年12月11日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成25年12月18日 ホームページにて回答		
	提出先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成25年12月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛		
開札日時 及び場所	平成25年12月26日 午前10時00分 津市水道局2階 入札室			
予定価格	12,405,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事では担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会I、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(NS形口径450mm以下)又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会(NS形口径450mm以下)をいう。 			

事後審査型条件付一般競争入札

公告日	平成25年12月2日	工事担当課	工務課	
工事名	平成25年度 工務第63号 公共下水道事業に伴う高茶屋小森町及び高茶屋一丁目地内配水管移設工事			
工事場所	津市 高茶屋小森町及び高茶屋一丁目 地内			
工事概要	配水管布設工 DIP φ150mm L=172.6m 配水管布設工 DIP φ100mm L=94.3m 仕切弁設置工 φ150mm N=7箇所 消火栓設置工 単口地下式 N=1箇所 不断水仕切弁設置工 φ150mm N=2箇所			
工期	契約締結の日から 平成26年3月18日 まで			
発注業種	土木一式(配水管工事)			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】A1・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請として、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成25年12月24日 まで		
	閲覧場所	水道総務課・津市ホームページ「入札情報(水道局)」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 平成25年12月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059(293)6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成25年12月11日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成25年12月18日 ホームページにて回答		
	提出先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成25年12月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課 宛		
開札日時 及び場所	平成25年12月26日 午前10時15分 津市水道局2階 入札室			
予定価格	21,582,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事では担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会I、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(NS形口径450mm以下)又は铸铁管製造メーカーの配管技能講習会(NS形口径450mm以下)をいう。 			

津市選挙管理委員会告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成25年津市選挙管理委員会告示第62号は、廃止する。

平成25年12月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

1	50分の1の数	4,578人
2	6分の1の数	38,142人
3	3分の1の数	76,284人

津市選挙管理委員会告示第77号

平成26年1月26日執行予定の津市議会議員選挙に関し、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

平成25年12月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口賢次

移替えをしない期間

平成25年12月25日から平成26年1月26日まで

津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年12月2日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	安	藤	友昭
津市監査委員	福	田	慶一

第1 監査の対象部局等

- 1 地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

本件監査の結果に関する報告の対象となる定期監査及び行政監査の対象部局等は、次のとおりである。

(1) 部局

三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）

(2) 出張所

- ア 高野尾出張所
- イ 大里出張所
- ウ 白塚出張所
- エ 安東出張所
- オ 櫛形出張所
- カ 雲出出張所

(3) 市立保育所

- ア 栗真保育園
- イ 乙部保育園
- ウ 橋南保育園
- エ ひとみね保育園

(4) 市立学校・市立幼稚園

- ア 市立小学校

- (ア) 敬和小学校
- (イ) 藤水小学校
- (ウ) 白塚小学校
- (エ) 南が丘小学校
- (オ) 立成小学校
- (カ) 芸濃小学校
- (キ) 波瀬小学校
- (ク) 家城小学校
- イ 市立中学校
東橋内中学校

- ウ 市立幼稚園
 - (ア) 藤水幼稚園
 - (イ) 神戸幼稚園
 - (ウ) 白塚幼稚園
 - (エ) 白山幼稚園

2 地方自治法第199条第5項に基づく監査（以下「随時監査」という。）
随時監査の対象としたは、平成25年4月現在施工中の次の工事（繰越明許費に係る工事）である。

- (1) 平成24年度南道新補第2号 塔世橋南郊線道路改良工事（工事場所：津市雲出本郷町地内 所管部局：建設部建設整備課）
- (2) 平成24年度下建公補第35号 津北部第13処理分区公共下水道工事（その1）（工事場所：栄町三丁目ほか2町地内 所管部局：下水道部下水道建設課）

3 地方自治法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体等監査」という。）

財政援助団体等監査の対象としたのは、次のとおりである。

(1) 財政援助団体の監査

- ア 津市交通安全対策会議（財政援助の内容：津市交通安全対策会議負担金の交付 所管部局：市民部市民交流課）
- イ 津シティマラソン実行委員会（財政援助の内容：津シティマラソン振興事業補助金の交付 所管部局：スポーツ文化振興部スポーツ振興課）
- ウ 公益社団法人津市シルバー人材センター（財政援助の内容：津市

シルバー人材センター事業補助金の交付 所管部局：健康福祉部高齢福祉課)

エ 津花火大会実行委員会 (財政援助の内容：津花火大会事業補助金の交付 所管部局：商工観光部観光振興課)

オ 津市鳥獣害防止対策推進協議会 (財政援助の内容：津市鳥獣害防止対策推進協議会負担金の交付 所管部局：農林水産部農林水産政策課)

カ 津市森林セラピー基地運営協議会 (財政援助の内容：津市森林セラピー基地運営協議会負担金の交付 所管部局：美杉総合支所地域振興課)

キ 津市学校給食協会 (財政援助の内容：学校給食研究事業補助金の交付 所管部局：教育委員会事務局学校教育課)

(2) 出資団体の監査

ア 津市土地開発公社 (所管部局：政策財務部財産管理課)

イ 株式会社まちづくり津夢時風 (所管部局：商工観光部商業振興労働課)

ウ 株式会社津サイエンスプラザ (所管部局：商工観光部工業振興課)

エ 青山高原保健休養地管理株式会社 (所管部局：商工観光部観光振興課)

オ 株式会社伊勢湾ヘリポート (所管部局：都市計画部交通政策課)

(3) 指定管理者の監査

ア 津市白塚市民センター運営委員会 (所管部局：市民部市民交流課)

イ 津市高茶屋市民センター運営委員会 (所管部局：市民部市民交流課)

ウ 青山高原保健休養地管理株式会社 (所管部局：白山総合支所地域振興課)

エ 美杉林業研修集会施設管理運営協議会 (対象施設：津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」 所管部局：美杉総合支所地域振興課)

第2 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

1 定期監査及び行政監査

平成25年6月以前に監査を実施した出張所、市立保育所及び市立学

校・市立幼稚園については、原則として平成24年度の財務及び事務の執行を対象とし、同年9月に監査を実施した三重短期大学事務局については、原則として平成25年度の財務及び事務の執行を対象とした。

2 随時監査

監査対象工事に係る財務の執行を対象とした。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

主に平成21年度から平成23年度までの市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(2) 出資団体の監査

主に平成21年度から平成23年度までの出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(3) 指定管理者の監査

主に平成21年度から平成23年度までの指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成25年4月8日から同年11月22日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、随時監査にあつては、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局の職員及び工事請負業者に説明を求めた。

なお、工事技術調査業務を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その調査報告書を参考とした。

1 定期監査及び行政監査

(1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。

(3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。

- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 随時監査

- (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- (2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- (3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備・記帳されているか。
- (5) 現場の安全管理及び現場周辺への安全対策は、適切に行われているか。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 財政援助団体関係

- (ア) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (イ) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (イ) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

(2) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (ア) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (イ) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者として適正に権利を行使しているか。

(3) 指定管理者の監査

ア 指定管理者関係

- (ア) 指定管理は、条例、協定書等の規定に基づき、適正かつ効率的

に行われているか。

(イ) 指定管理に係る会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。

イ 所管部局関係

(ア) 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。

(イ) 指定管理者に対し適時に報告を求め、必要に応じて、調査し、又は指示を行っているか。

第5 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 財政援助団体等監査

(1) 出資団体の監査

青山高原保健休養地管理株式会社(所管部局：商工観光部観光振興課)
出資団体の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 出資団体の概要（注）

資本金	36,500,000円		
市の出資の状況	出資額	19,670,000円	
	出資比率	53.9%	
主な業務の内容	青山高原保健休養地の維持管理及び整備		
財務の状況	資産	45,836,890円	
	負債	527,541円	
	純資産	資本金	36,500,000円
		剰余金	8,809,349円
	負債・純資産合計	45,836,890円	
損益の状況	営業利益	△1,022,587円	
	経常利益	△132,907円	
	当期純利益	△132,907円	

(注) 出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び平成23年度(平成23年4月1日～平成24年3月31日)の収支決算書を参考にまとめたものである。「△」は、損失を意味する。

イ 指摘事項

自治共益費の取扱いについて、損益計算書の収入の部には、確実に収入が見込まれるもののみが計上され、また、貸借対照表の資産の部には、当該収入のうち期末現在で徴収されていないもののみが未収入金として計上されている。

このように徴収が困難である自治共益費を当初から計上しない経理方法は、徴収すべき自治共益費の総額が認識できないばかりでなく、出資団体の経営成績や財務状況を正しく把握できないことが懸念されることから、当該経理方法の見直しについて検討されたい。

(2) 指定管理者の監査

ア 津市高茶屋市民センター運営委員会(所管部局：市民部市民交流課)
指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 指定管理の概要(注)

施設の名 称	津市高茶屋市民センター
施設の設置目的	住民相互の連帯意識の高揚を図り、住民の地域活動の拠点として、健全な地域社会の形成に寄与する
指 定 管 理 者	津市高茶屋市民センター運営委員会
主な指定管理業務の内容	センターの使用の許可及び施設、設備器具等の維持管理に関する業務

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

津市高茶屋市民センター運営委員会旅費及び費用弁償費支給規程においては、職員が私用車を使用して出張するときの旅費として、走行距離数が10キロメートル未満のときは1回につき200円、10キロメートル以上のときは1回につき400円を支給する旨が、また、運営委員が会議等に出席したときは、費用弁償として日額2,000円を支給する旨が定められている。

当該規程に定める旅費及び費用弁償の額については、本市の規程に定める額と比べ高額であることから、その妥当性について検

討されたい。

イ 美杉林業研修集会施設管理運営協議会(所管部局：美杉総合支所
地域振興課)

指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 指定管理の概要(注)

施設の名 称	津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」
施設の設置目的	地域林業活動の活性化を図り、本市の林業の振興に資する
指 定 管 理 者	美杉林業研修集会施設管理運営協議会
主 な 指 定 管 理 業 務 の 内 容	研修施設の使用の許可及び施設、設備器具等の維持管理に関する業務

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

美杉林業研修集会施設管理運営協議会(以下「協議会」という。)は、指定管理に係る基本協定書の仕様書の定めるところにより、市所有の物品について、毎年度終了後、その現在高を本市に報告する必要があるが、これがなされていなかったことから、所管部局にあっては、協議会に対し、報告の徹底を指導されたい。

第6 監査意見

今回、津市学校給食協会に対し、財政援助団体の監査を実施したが、その結果、当該監査の対象とした学校給食研究事業補助金に係る出納その他の事務の執行については、特に是正措置を講じることなどを求める事項はなかったところである。

ただ、本協会において、元臨時職員による不正経理が行われ、また、その事実が平成16年6月から約9年間もの間、発覚しなかったことは、学校給食に対する市民の信頼を著しく損なわせたものであり、非常に遺憾である。

本協会にあっては、この事件の原因を、元臨時職員個人の問題としてではなく、経理上の処理方法及び決裁過程におけるチェック体制をはじめとして、相互の仕事内容など情報の共有化が図られていなかったという組織風土の問題として捉え、再発防止に一層努めるよう、意見するものである。

津市監査委員告示第8号

市長が監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づく通知があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年12月2日

津市監査委員 渡 邊 昇
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 福 田 慶 一

1 平成19年12月19日付け津市監査委員告示第12号公表分

(1) 下水道部

ア 下水道政策課（下水道管理課（当時））

監査の結果 （措置が講じられた部分に限る。以下同じ。）	受益者分担金・負担金及び下水道使用料の平成18年度末収入未済額は、それぞれ3,552万2千円及び1億725万1千円と相当額になっているため、今後とも負担の公平及び歳入確保の観点に立った滞納対策の強化を図られたい。
措置の内容	受益者分担金・負担金については職員による訪問、電話催告等を実施し、また、下水道使用料については徴収事務の委託先である水道局及び収納業務を行う民間法人と連携することにより、負担の公平及び収入確保の観点に立った滞納対策の強化を図り、平成24年度決算時点における収入未済額は、それぞれ2,351万2千円及び8,920万3千円まで減少した。

イ 下水道建設課（下水道管理課（当時））

監査の結果	下水道普及向上預金（みずすまし預金）補助金について、計算誤りが1件見られたので、適正に処理するよう指導した。
措置の内容	当該計算誤りによる差額分31,800円については返還を受けた。

2 平成20年3月6日付け津市監査委員告示第4号公表分
 一志総合支所
 市民福祉課

監査の結果	高岡老人憩いの家の指定管理について、同施設の指定管理基本協定書の項目の一部に、条例の規定と整合しない、利用料金収入の実績報告などに係る規定が見られることから、是正されたい。
措置の内容	高岡老人憩いの家の指定管理に係る基本協定書については、使用料制に基づく内容となるよう文言整理を行った。

3 平成24年3月2日付け津市監査委員告示第1号公表分
 (1) 市民部
 市民課

監査の結果	<p>平成23年度の時間外勤務・休日勤務の状況(注)について、時間外勤務手当・休日勤務手当の支給対象となる戸籍・管理担当の職員(臨時職員等を除く。)6人のそれぞれの時間外勤務等時間数を見ると、37時間(1か月当たりの平均時間外勤務等時間数:7.4時間)から260時間(同:52.0時間)までの偏りがあるため、所属長は、職員の健康管理及び公務能率の維持確保の観点から、時間外勤務等の必要性を十分に見極め、一層の時間外勤務等の縮減、職員間の時間外勤務等の平準化に取り組まされたい。</p> <p>(注)平成23年10月の監査委員質疑に係る資料(同年8月末日現在)による。</p>
措置の内容	窓口業務の委託及び業務分担の見直しにより、平成25年度における企画管理担当の職員(臨時職員等を除く。)の時間外勤務等時間数(平成25年10月末日現在)は、最も少ない職員で44時間(1か月当たりの平均時間外勤務等時間数:6.2時間)、最も多い職員で118時間(同:16.9時間)となり、時間外勤務等の縮減及び職員間の時間外勤務等の平準化を行うことができた。

(2) 出資団体 (所管部局)

株式会社津センターパレス (商業振興労政課 (商業労政振興課 (当時)))

監査の結果	<p>株式会社津センターパレスは、中心市街地の賑わい創出等を目的として、昭和53年に津市(当時)、大手小売業者等の出資により設立され、主に不動産の賃貸・管理に関する業務を行っている。同社の第34期の決算の状況を見ると、営業利益は1億1,950万円を計上する一方、借入金、預り敷金等の支払利息が生じる負債(これを「有利子負債」という。)が営業キャッシュフロー(営業活動により得られた現金等の収支の状況をいう。)に占める割合を示す営業キャッシュフロー有利子負債倍率は57.1倍(同社調べ)となり、一般的に安全性を計る水準の10倍を大きく超えていることから、過剰債務の可能性が高いことを懸念するものである。</p> <p>そして、営業収益である賃貸収入(第34期決算:4億8,692万円)のうち、市が設置している東分庁舎その他の公共施設に係る賃貸収入が63.7パーセントを占めるという状況の中で、同分庁舎内の商工観光部、スポーツ文化振興部等が新たな執務場所に移転する予定があるなど、今後の収益力の低下が懸念されるため、同社は、市からの賃貸収入に依存しない経営基盤の確立を目指し、長・中期的な経営改善計画を策定の上、これを着実に推進するなど、一層の経営改善に取り組むことが必要であると考えます。</p> <p>一方、市は、「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(平成21年6月総務省)を踏まえ、津市行財政改革中期実施計画において、行政経営課が外郭団体の在り方の見直しに取り組んでいるところであるが、商業労政振興課は、同社の経営状況、資産・債務の状況を踏まえて、同社による事業の経済的・社会的な意義、将来性等、広範かつ客観的に検討の上、市の関与の在り方について、所管課としての方針を決定されたい。</p>
措置の内容	<p>株式会社津センターパレスについては、株式会社ダイエーが債権及び株式を第三者に譲渡したことにより、同社が設定していた津センターパレスビルの土地・建物への抵当権も抹消となり、また、残った債務にも有利な条件を設定することができ、</p>

債務構造が改善された。さらに、中央公民館や老人福祉センター、児童館、障がい者相談支援センターなどの津センターパレスビルへの移転整備における津市への売却収入を返済に充てることにより財務体質も改善された。